

事業系一般廃棄物、家庭ごみの処理手数料及び産業廃棄物の処分費用の改定の経緯

事業系一般廃棄物（ごみ）（許可業者・持込）		産業廃棄物（廃棄物処理法第11条第2項に該当）		家庭ごみ（市民（収集））	
 <u>平成24年4月</u>	<従量制手数料制度> (1) 臨時に市が収集し、運搬し、及び処分するとき (1kgにつき12円若しくは1kgにつき12円を基準として品目別に規則で定める額) (2) 事業活動に伴って排出するごみを継続して市が収集し、運搬し、及び処分するとき。 ア 1月平均1,500kgを超えるとき（1kgにつき12円） イ 1月平均1,000kgを超え1,500kgまで（月額6,000円） ウ 1月平均500kgを超え1,000kgまで（月額3,000円） エ 1月平均300kgを超え500kgまで（月額1,500円） (3) 市長の指定する場所へ搬入するとき（1kgにつき6円） 平成22年8月20日：事業系廃棄物の収集・処理のあり方及び処理手数料等の適正化について（諮問） 平成23年5月23日：事業系廃棄物の収集・処理のあり方及び処理手数料等の適正化について（答申）	 <u>平成24年4月</u>	○処分費用を1kg当たり17円	 <u>平成27年10月</u>	○無料
	○事業系一般廃棄物はクリーンセンターに直接搬入か許可業者に委託 なお、少量排出事業者は、零細事業所保護の観点から例外的に家庭ごみと同様にゴミステーションに排出できることとしている。 ＊少量排出事業者・・・①従業者（事業主を含む）の総数が3人以下であること、②食品廃棄物を排出しないこと、③ごみ排出量が1日平均1キログラム以下であること、このすべてに該当する事業所 (10kg当り150円の手数料) 平成27年10月30日：逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について（諮問） 平成28年1月8日：逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について（答申）		○処分費用を10kg当たり240円に改定		○燃やすごみ・不燃ごみの有料化 (5ℓ：10円/袋 10ℓ：20円/袋) (20ℓ：40円/袋 40ℓ：80円/袋)
 <u>平成28年10月</u>	○処理手数料を10kg当たり250円に改定				